

西和賀町地域防災計画

【資料編】

西和賀町防災会議

目 次

資料 1	西和賀町防災会議条例	1
資料 2	西和賀町災害対策本部条例	3
資料 3	西和賀町雪害本部設置要綱	4
資料 4	西和賀町消防団条例	6
資料 5	西和賀町消防団規則	9
資料 6	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	12
資料 7	災害時における応急対策業務に関する協定	14
資料 8	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	15
資料 9	被害状況判定基準	18
資料 1 0	気象情報の種類と発表基準	20
資料 1 1	避難場所等	22
資料 1 2	災害拠点施設	25
資料 1 3	防災ヘリ・ドクターヘリ離発着場	26
資料 1 4	土砂災害警戒区域	27
資料 1 5	河川災害危険箇所	33
資料 1 6	防災重点ため池一覧	34
資料 1 7	土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧	35
資料 1 8	浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧	36
資料 1 9	避難情報等と防災気象情報の関係	37

資料 1 西和賀町防災会議条例

平成17年11月 1 日条例第141号
改正 平成24年 9月13日条例第 22号
平成27年 9月11日条例第 24号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、西和賀町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 西和賀町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 岩手県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 北上地区消防組合消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
 - (9) その他町長が特に必要と認めて委嘱する者
- 6 前項第1号から第4号まで、第7号から第9号の委員の数は、それぞれ若干人とする。
- 7 第5項第7号から第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任を妨げない。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 13 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 11 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2 西和賀町災害対策本部条例

平成17年11月1日条例第142号
改正 平成24年9月13日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、西和賀町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成24年9月13日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 西和賀町雪害本部設置要綱

平成17年12月28日告示第84号
改正 平成19年3月12日告示第12号
平成20年4月1日告示第45号
平成27年2月24日告示第5号
平成29年2月22日告示第7号

(目的)

第1 町民の生命、身体及び財産並びに公共施設を雪害から守るため、災害に関し必要な体制を確立し、計画的な防災行政の推進を図り、もって安全で安心して住むことのできる町づくりに資することを目的とする。

(設置)

第2 本町の雪害警戒本部（以下「警戒本部」という。）又は雪害対策本部（以下「対策本部」という。）は、川尻地内又は太田地内の積雪観測地点において次の基準により設置するものとする。

- (1) 雪害警戒本部：積雪深2メートルを超えた場合
- (2) 雪害対策本部：積雪深2.5メートルを超えた場合
- (3) その他気象状況により、特に町長が必要と認めたとき。

2 雪害警戒本部から雪害対策本部への切り替えは、積雪深により自動的に切り替わるものとする。

(所掌事務)

第3 警戒本部及び対策本部は、目的達成に向け次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 予報警報、情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 国道、県道の交通確保の要請に関すること。
- (3) 住宅密集地の除雪排雪及び安全に関すること。
- (4) 町道の交通確保及び安全に関すること。
- (5) 住家の除雪排雪及びライフラインの確保に関すること。
- (6) その他町民生活に関すること。

(組織)

第4 警戒本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- (1) 本部長には副町長を、副本部長には総務課長をもって充てる。
- (2) 本部員は、各課（室、局）長及び総務課課長代理（庶務財政担当）をもって充てる。
- (3) 警戒本部の組織及び任務分担は、別表第1の定めのとおりとする。

2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- (1) 本部長には町長を、副本部長には副町長をもって充てる。
- (2) 本部員は、各課（室、局）長及び総務課課長代理（庶務財政担当）をもって充てる。
- (3) その他、農業、商工業、観光関係団体等の長の推薦を受け、町長が委嘱する者を本部員とすることができる。

(4) 対策本部の組織及び任務分担は、別表第2の定めのとおりとする。

(会議)

第5 本部長は、雪害対策に関する基本方針を審議するため、必要があると認めるときは、随時、本部会議を招集する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

前 文 (抄) (平成19年3月12日告示第12号)
平成19年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成27年2月24日告示第5号)
平成27年2月6日から適用する。

資料4 西和賀町消防団条例

平成17年11月1日条例第143号
改正 平成18年9月19日条例第43号
平成24年3月5日条例第6号
平成28年3月4日条例第13号
平成30年3月5日条例第18号
令和元年12月13日条例第36号
令和4年3月4日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定により、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員の定員、任用、給与、服務等について必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 西和賀町に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称は、西和賀町消防団（以下「消防団」という。）とし、その管轄区域は、西和賀町一円とする。

(定員)

第3条 西和賀町消防団員（以下「消防団員」という。）の定員は、435人とする。

(任用)

第4条 消防団の長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき西和賀町長（以下「町長」という。）が任命し、団長以外の消防団員は、団長が次に掲げる資格を有する者のうちから町長の承認を得て任命する。

- (1) 消防団の管轄区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者
- (4) 機能別団員にあっては、消防吏員又は消防団員の経験のある者

(欠格条件)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第7条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6か月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第6条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 消防団の管轄区域外に転住し、又は転勤したとき。

3 消防団員の分限に関する処分の手続については、町の規則で定める。

(懲戒又は免職)

第7条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

3 消防団員の懲戒に関する処分の手続については、町の規則で定める。

(退職)

第8条 消防団員を退職しようとするときは、あらかじめ、文書により任命権者に届け出て、その許可を受けなければならない。

(服務規律)

第9条 消防団員は、団長の招集によって出動し服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、服務しなければならない。

2 消防団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、その他の者にあつては所属長を経て団長に、届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

3 消防団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

4 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

(報酬)

第10条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

2 団員には、別表1により年額報酬を支給する。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表2により出勤報酬を支給する。

(費用弁償)

第11条 消防団員が公務のため旅行した場合は、西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年西和賀町条例第29号）の例により旅費を支給する。

(公務災害補償)

第12条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、廃疾となった場合においては、その消防団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、市町村消防団員等公務災害補償条例（平成元年岩手縣市町村総合事務組合条例第6号）に基づき支給する。

(退職報償金)

第13条 消防団員（機能別団員を除く。）が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、市町村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成元年岩手縣市町村総合事務組合条例第8号）に基づき支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の湯田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和51年湯田町条例第27号）又は沢内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和46年沢内村条例第4号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により任命された消防団員は、この条例の規定に基づき任命された消防団員とみなす。

3 施行日の前日までに合併前の条例によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこ

の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 施行日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、合併前の条例の例による。

5 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により消防団員に任用された期間は、勤務年数に合算する。

附 則（平成18年9月19日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月5日条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月4日条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月5日条例第18号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日条例第36号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和4年3月4日条例第18号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表 略

資料5 西和賀町消防団規則

平成17年11月1日規則第154号
改正 平成18年9月19日規則第49号
平成21年3月9日規則第5号
平成26年3月5日規則第4号
平成30年3月5日規則第6号
令和2年3月23日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、西和賀町消防団（以下「消防団」という。）の組織等について定めるものとする。

(組織及び管轄区域)

第2条 消防団に消防団本部及び分団を置く。また、分団に部及び班を置く。

2 消防団の組織及び担当区域は、別表第1のとおりとする。

(階級)

第3条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員及び機能別団員とする。

(役員)

第4条 消防団に別表第2に掲げる役員を置き、その役員にある者の階級は、同表の右欄に定める階級とする。

(職務)

第5条 団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ、定められた順序により、その職務を代理する。

3 分団長は、上司の命を受け消防団本部又は分団の事務を処理し、所属消防団員を指揮監督する。

4 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 部長、班長、団員及び機能別団員は、上司の命を受け分担事務を処理する。

(任期)

第6条 団長、副団長及び分団長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充により、就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 機能別団員の任期は、2年とする。ただし、75歳未満の者の再任を妨げない。

(宣誓)

第7条 新たに消防団員となった者は、別記様式の宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

(幹部会議)

第8条 消防団に、その円滑な運営に資するため、団長、副団長及び分団長で構成する消防団幹部会議（以下「幹部会議」という。）を置き、運営に関する重要事項の協議、分団相互の連絡調整等を行うものとする。

2 団長は、幹部会議を必要の都度招集し、会議を主宰する。

3 団長は、必要と認めるときは副分団長以下の消防団員を幹部会議の構成員とすることができる。

4 団長は、必要と認めるときは幹部会議に西和賀町長（以下「町長」という。）、西和賀消防署長その他関係者の出席を求めることができる。

(顧問)

第9条 消防団に顧問を置くことができる。

2 顧問は、町長が委嘱する。

(訓練、礼式及び点検)

第10条 消防団員の訓練、礼式及び点検は、次に掲げる基準の定めるところによる。

(1) 消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)

(2) 消防操法の基準(昭和47年消防庁告示第2号)

(教育訓練)

第11条 団長は、消防団員の資質の向上及び実施に役立つ技能の練磨に努め、定期的に教養訓練を行わなければならない。

(服制)

第12条 消防団員の服制は、消防団員服制基準(昭和25年国家公安委員会告示第1号)の定めるところによる。

(表彰)

第13条 町長は、消防団又は消防団員が任務遂行に当たって功績がある場合は、西和賀町消防団表彰規程(平成17年西和賀町訓令第26号)により表彰することができる。

2 前項の場合、消防団員については、団長が表彰することができる。

(感謝状の贈呈)

第14条 町長は、次に掲げる事項について功績顕著な個人又は団体に対して感謝状及び記念品を贈呈することができる。

(1) 火災等災害の予防又は鎮圧

(2) 消防設備強化拡充についての協力

(3) 火災等災害時における人命救助

(4) 前3号のほか、消防団活動に対する特段の協力

(補則)

第15条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の湯田町消防団規則(平成12年湯田町規則第26号)又は沢内村消防団規則(昭和45年沢内村規則第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第2条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日までの階級職の勤務年数が1年に満たない消防団員は、施行日から平成18年3月31日までの間はなお従前の階級を引き継ぐことができるものとする。

4 第5条の規定にかかわらず、施行日以後最初に任命される団長、副団長及び分団長の任期は、平成17年11月1日から平成20年3月31日までとする。

附 則(平成18年9月19日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月9日規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月5日規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月5日規則第6号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに任命された団長、副団長及び分団長の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、任命の日から令和3年3月31日までとする。

別表 略

資料6 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村（以下単に「市町村」という。）間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車輛等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）及び応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）の間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車輛等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の種類別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援ができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

資料7 災害時における応急対策業務に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、西和賀町地域防災計画に基づき、西和賀町内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、西和賀町がにしわが建設会に対し、西和賀町が所管する公共土木施設等の応急対策業務等の実施について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、大雨、台風、大雪その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、西和賀町が協力を要請する必要があると認める場合の災害とする。

(協力業務の内容)

第3条 この協定に基づく協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 障害物除去用等の重機・資機材等の調達
- (3) 応急復旧工事の実施

(協力費用の負担)

第4条 災害発生時において第3条第1項第2号及び第3号に掲げる協力業務の実施に要した費用は、西和賀町が負担することとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定業務に関する西和賀町の連絡窓口は、西和賀町生活環境課とする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、西和賀町及びにしわが建設会が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成19年8月31日日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、西和賀町及びにしわが建設会が記名押印の上、各1通保有する。

資料8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
避難所の設置	現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り320円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫賃、消耗器材費、建物等の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費を含む。 2 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、健康等に配慮して、ホテル、旅館等の宿泊施設を借り上げ、避難所として供与することができる。					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 建設型仮設住宅1戸当たり5,516,000円以内 2 借上型仮設住宅は建設型仮設住宅に準ずる。	災害発生の日から20日以内着工	1 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 2 高齢者等の要配慮者等を複数収容する「福祉仮設住宅」を建設型仮設住宅として設置できる。 3 供与期間 最高2年以内					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当り1,130円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流失床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内に完了	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限る。					
		単位(百円)							
		区分(世帯)	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人増すごとに加算	
全全流		壊焼失	夏	184	237	349	418	529	78
			冬	304	395	549	642	808	111
半半床		壊焼床上浸水	夏	60	81	121	147	186	26
			冬	98	127	180	214	270	35

資料編

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生日以前または以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急処理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 574,000円以内	災害発生日から1カ月以内に完了	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、または床上浸水により学用品をそう失またははき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び学用品は1人当たり金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒5,100円	災害発生日から教科書は1カ月以内に、文房具及び通学用品は、15日以内に完了	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12才以上） 210,200円以内 小人（12才未満） 168,100円以内	災害発生日から10日以内に完了	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存の建物以外 1体当たり5,300円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から10日以内に完了	
輸送費及び貸金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救援用の物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 21,300円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士14,600円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師14,800円以内 救急救命士16,100円以内 土木技術者及び建築技術者16,200円以内 大工、左官及びとび職 25,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号に規定する者	当該地域における慣行料金による支出実績及び手数料としてその100分の3の額を加算した額以内 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者、鉄道事業者及びその従業者、軌道経営者及びその従業者、自動車運送事業者及びその従業者、船舶運送業者及びその従業者、港湾運送業者及びその従業者		

資料9 被害状況判定基準

(1) 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	全壊、全焼、全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊、半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	
	半壊	住宅半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。	
	準半壊	住宅が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜った程度のもの
田畑被害の	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	

その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害	
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害	
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能になったもの
		流失	流失し、所在が不明となったもの
破損		修理しなければ航行できないもの	
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚しく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの	
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの	
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの	

(2) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱うものとする。
非住家	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
船舶	櫓、櫂のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
罹災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
罹災者	罹災世帯の構成員をいう。

資料 10 気象情報の種類と発表基準

令和 3 年 6 月 8 日現在

西和賀町		府県予報区		岩手県	
		一次細分区域		内陸	
		市町村等をまとめた地域		花北地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	126	
	洪水		流域雨量指数基準	和賀川流域=34、南本内川流域=21.8、小鬼ヶ瀬川流域=8.9、鬼ヶ瀬川流域=12、下前川流域=8.6、本内川流域=12.2、七内川流域=10.1、横川流域=21.6	
			複合基準*1	和賀川流域=(5, 30.6)、横川流域=(5, 19.4)	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風		平均風速	16m/s	
	暴風雪		平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm	
	波浪		有義波高		
	高潮		潮位		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	7	
			土壌雨量指数基準	88	
	洪水		流域雨量指数基準	和賀川流域=27.2、南本内川流域=17.4、小鬼ヶ瀬川流域=7.1、鬼ヶ瀬川流域=9.6、下前川流域=6.8、本内川流域=9.7、七内川流域=8、横川流域=17.2	
			複合基準*1	和賀川流域=(5, 21.8)、小鬼ヶ瀬川流域=(5, 7.1)、鬼ヶ瀬川流域=(5, 9.6)、本内川流域=(5, 9.7)、七内川流域=(6, 6.4)、横川流域=(5, 17.2)	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	強風		平均風速	11m/s	
	風雪		平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25cm	
	波浪		有義波高		
	高潮		潮位		
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪		融雪により被害が予想される場合		
	濃霧		視程	100m	
	乾燥		①最小湿度 40%、実効湿度 65%、風速 7m/s 以上が 2 時間継続 ②最小湿度 35%、実行湿度 60%		
	なだれ		①山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上 ②積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続		
	低温		夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より 4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が氷点下 6℃以下であって、最低気温が平年より 5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下 6℃以下であって、最低気温が平年より 2℃以上低い日が数日続くとき		
	霜		早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）		
着氷・着雪		大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm		

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

資料 1 1 避難場所等

(1) 指定緊急避難場所

番号	地区名	避難施設名称	所在地	電話番号 (ひかり電話)	災害リスク判定		
					地震	土砂	浸水
1	貝沢	貝沢公民館	沢内字貝沢 3 地割 7 番地 4	(85-5219)	○	○	×
2	若畑	若畑公民館	沢内字若畑 11 地割 69 番地 1	(83-8025)	○	○	×
3	川舟	高下公民館	沢内字川舟 24 地割 63	(85-5441)	○	○	○
4	川舟	川舟地区公民館	沢内字川舟 33 地割 23 番地 2	62-3510 (85-2967)	×	○	○
5	川舟	丸志田公民館	沢内字川舟 38 地割 101 番地 1	(85-2965)	×	○	○
6	長瀬野	長瀬野会館	沢内字長瀬野 19 地割 13 番地 9	(83-8023)	×	○	×
7	長瀬野	両沢公民館	沢内字両沢 20 地割 109 番地 1	(83-8029)	×	○	○
8	泉沢	和賀蛭子森公民館	沢内字泉沢 2 地割 6 番地 4	(83-8024)	×	○	○
9	泉沢	泉沢会館	沢内字泉沢 5 地割 10 番地 2	62-6071 (85-2931)	×	○	○
10	弁天	弁天地区集会所	沢内字弁天 25 地割 87 番地 2	(85-2933)	×	○	×
11	猿橋	やまびこ館	沢内字猿橋 33 地割 84 番地 2	(85-2930)	○	×	○
12	太田	沢内中学校第 2 屋内 運動場	沢内字太田 1 地割 13 番地	-	○	○	○
13	太田	さわやか会館	沢内字太田 3 地割 30 番地 1	(85-2932)	○	×	○
14	鍵飯	鍵飯公民館	沢内字鍵飯 18 地割 95 番地 12	(83-8033)	×	○	×
15	前郷	前郷地区集会所	沢内字前郷 3 地割 36 番地 1	(85-2911)	○	○	○
16	前郷	下の沢地区集会所	沢内字前郷 6 地割 96 番地 3	(85-3160)	×	○	○
17	新町	新町公民館	沢内字新町 11 地割 16 番地 5	62-3720 (85-2959)	×	○	○
18	大野	大野公民館	沢内字大野 6 地割 67 番地 2	(85-2937)	○	○	○
19	東大野	東大野公民館	沢内字大野 18 地割 101 番地	(85-2916)	○	○	○
20	左草	左草公民館	左草 2 地割 92 番地 2	(82-2797)	○	○	○
21	下前	下前地区集会所	下前 8 地割 176 番地	(82-2796)	○	×	○
22	湯田	清水ヶ野公民館	清水ヶ野 18 地割 152 番地 6	(82-2793)	×	○	○
23	湯田	湯田公民館	湯田 21 地割 54 番地 3	(82-2931)	○	○	○
24	湯田	間木野公民館	間木野 24 地割 146 番地 4	(82-2937)	○	×	○
25	湯本	湯田農業者トレーニ ングセンター	湯本 30 地割 58 番地 1	82-2914 (")	○	○	○
26	槻沢	槻沢公民館	槻沢 27 地割 197 番地	(82-2794)	○	○	○
27	湯之沢	湯之沢地区集会所	湯之沢 35 地割 281 番地 1	(82-2795)	×	×	○
28	川尻一区	川尻一区公民館	川尻 40 地割 63 番地 3	(82-2940)	○	○	○
29	川尻二区	大沓集会所	大沓 36 地割 53 番地 2	(83-8020)	○	○	○
30	川尻二区	旧川尻小学校(川尻二 区集会所)	川尻 40 地割 40 番地 20	(82-2930)	○	○	○
31	上野々	銀河ホール(川尻地区 公民館)	上野々 39 地割 195 番地 2	82-3240 (82-2045)	○	○	○
32	上野々	上野々公民館	上野々 39 地割 59 番地 14	62-7180 (82-2856)	×	○	○

資料編

番号	地区名	避難施設名称	所在地	電話番号 (ひかり電話)	災害リスク判定		
					地震	土砂	浸水
33	耳取	耳取地区集会所	耳取 49 地割 2 番地 49	(82-2832)	×	○	○
34	湯川	湯川体育館	湯川 52 地割 35 番地 7	(82-2950)	○	○	○
35	小繫沢	小繫沢公民館	小繫沢 55 地割 147 番地 90	(82-2852)	○	×	○
36	越中畑	新田郷地区公民館(中村集会所)	中村 58 地割 45 番地 4	62-7205 (82-2955)	○	○	○
37	越中畑	越中畑集会所	越中畑 65 地割 150 番地 3	(83-8018)	○	×	○
38	白木野	細内地区集会所	細内 68 地割 82 番地 3	(82-2854)	×	×	○
39	白木野	白木野地区集会所	白木野 67 地割 168 番地 5	(82-2855)	○	○	○
40	野々宿	野々宿地区集落センター	野々宿 62 地割 276 番地	(82-2859)	○	○	○
41	柳沢	柳沢公民館	柳沢 71 地割 88 番地 2	(82-2871)	×	○	○

(2) 指定一般避難所

番号	避難施設名称	所在地	電話番号 (ひかり電話)	災害リスク判定		
				地震	土砂	浸水
1	川舟地区公民館	沢内字川舟 33 地割 23 番地 2	62-3510 (85-2967)	×	○	○
2	沢内中学校第 2 屋内運動場	沢内字太田 1 地割 13 番地	-	○	○	○
3	新町公民館	沢内字新町 11 地割 16 番地 5	62-3720 (85-2959)	×	○	○
4	湯田農業者トレーニングセンター	湯本 30 地割 58 番地 1	82-2914 (//)	○	○	○
5	銀河ホール(川尻地区公民館)	上野々 39 地割 195 番地 2	82-3240 (82-2045)	○	○	○
6	耳取地区集会所	耳取 49 地割 2 番地 49	(82-2832)	×	○	○
7	湯川体育館	湯川 52 地割 35 番地 7	(82-2950)	○	○	○
8	新田郷地区公民館(中村集会所)	中村 58 地割 45 番地 4	62-7205 (82-2955)	○	○	○

(3) 臨時避難所

番号	避難施設名称	所在地	電話番号 (ひかり電話)	災害リスク判定		
				地震	土砂	浸水
1	旧川舟小学校体育館	沢内字川舟 31 地割 52 番地	-	○	○	○
2	沢内小学校	沢内字泉沢 7 地割 39 番地 2	85-2010 (//)	○	○	○
3	沢内中学校	沢内字太田 1 地割 13 番地	85-2130 (//)	○	○	○
4	沢内農業者トレーニングセンター	沢内字太田 1 地割 34 番地	85-2396 (//)	○	○	○
5	志賀来ドーム	沢内字大野 17 地割 165 番地	85-2289 (//)	○	○	○
6	旧左草小学校体育館	左草 1 地割 130 番地 11	(84-2566)	○	○	○

番号	避難施設名称	所在地	電話番号 (ひかり電話)	災害リスク判定		
				地震	土砂	浸水
7	湯田小学校	湯田 20 地割 57 番地 7	84-2816 (")	○	○	○
8	湯本地区公民館	湯本 30 地割 3 番地 36	(84-2754)	○	○	○
9	旧川尻小学校体育館	川尻 40 地割 40 番地 20	-	○	○	○
10	湯田中学校	川尻 40 地割 190 番地 37	82-3105 (")	○	○	○
11	旧越中畑小学校体育館	越中畑 64 地割 1 番地 20	-	○	○	○

災害リスク判定：災害時に避難場所・避難所が使用可能か、災害区分ごとに記載

○ 使用可能（状況に応じて2階への避難が必要な場合もあります）

× 使用不可

(4) 福祉避難所

番号	避難施設名称	所在地	電話番号	団体名
1	小規模多機能ホーム 雪つばきの里	西和賀町越中畑 64 地割 1 番地 20	72-7450	NPO 法人 新田郷コミュニティ雪つばきの里
2	介護老人保健施設 清水苑	西和賀町清水ヶ野 18 地割 167 番地 1	82-3301	医療法人 尽心会
3	西和賀町高齢者生活福祉センター 悠々館	西和賀町川尻 40 地割 73 番地 82	84-2161	社会福祉法人西和賀町社会福祉協議会
4	介護ステーションゆいっこ小規模多機能ホーム	西和賀町沢内字新町 4 地割 32 番地 1	85-3105	特定非営利活動法人ゆいっこ
5	特別養護老人ホーム光寿苑	西和賀町湯本 30 地割 76 番地 1	84-2526	社会福祉法人光寿会
6	障がい者支援施設ワークステーション湯田・沢内	西和賀町沢内字大野 13 地割 28 番地 4	85-2019	社会福祉法人潤沢会
7	特別養護老人ホームぶなの園	西和賀町沢内字太田 2 地割 135 番地	85-2322	社会福祉法人やすらぎ会

資料 1 2 災害拠点施設

施設名	所在地	電話番号
湯田庁舎	川尻 40 地割 40 番地 71	0197-82-2111
沢内庁舎	沢内字太田 2 地割 81 番地 1	0197-85-2111

資料 1 3 防災ヘリ・ドクターヘリ離発着場

防災ヘリ	名称	管理者	所在地	位置	
	秋田自動車道（下り）錦秋湖サービスエリア	東日本高速道路(株)東北支社北上管理事務所	本内 46 地割 125 番地 96	39.17 56 N	140.50 33 E
	旧左草小学校	西和賀町（学務課）	左草 1 地割 130 番地 11	39.21 26 N	140.43 56 E
	小規模多機能ホーム雪つばきの里	雪つばきの里	越中畑 64 地割 1 番地 20	39.17 47 N	140.43 43 E
	旧西和賀町立川尻小学校	西和賀町（学務課）	川尻 40 地割 98 番地 57	39.19 03 N	140.46 35 E
	西和賀町立湯田中学校	西和賀町（学校長）	川尻 40 地割 190 番地 37	39.19 32 N	140.46 41 E
	西和賀町立湯田小学校	西和賀町（学校長）	湯田 20 地割 57 番地 7	39.21 03 N	140.46 07 E
	西和賀町立沢内中学校	西和賀町（学校長）	沢内字太田 1 地割 13 番地	39.26 14 N	140.44 57 E
	沢内総合公園多目的広場（野球場）	西和賀町（生涯学習課）	沢内字太田 2 地割 76 番地	39.26 02 N	140.44 58 E
	志賀来ドーム	西和賀町（生涯学習課）	沢内字大野 17 地割 165 番地	39.23 45 N	140.46 14 E
	西和賀町立沢内小学校	西和賀町（学校長）	沢内字泉沢 7 地割 39 番地 2	39.27 12 N	140.45 59 E
	旧西和賀町立川舟小学校	西和賀町（学務課）	沢内字川舟 31 地割 52 番地	39.28 59 N	140.48 03 E
	旧西和賀町立貝沢小学校	西和賀町（学務課）	沢内字貝沢 4 地割 69 番地 1	39.32 52 N	140.50 40 E
	ヘリオス酒造(株)沢内醸造所	ヘリオス酒造(株)沢内醸造所	沢内字貝沢 3 地割 647 番地 1	39.32 36 N	140.49 41 E
	錦秋湖大石グラウンド	西和賀町（観光商工課）	耳取 49 地割 27 番地 20	39.17 51 N	140.50 12 E
○	県立西和賀高等学校	岩手県（学校長）	湯田 19 地割 25 番地	39.21 14 N	140.46 00 E
○	錦秋湖川尻総合運動公園駐車場	西和賀町（生涯学習課）	川尻 41 地割 62 番地	39.18 54 N	140.47 22 E
	旧西和賀町立沢内第一小学校	西和賀町（学務課）	沢内字新町 1 地割 39 番地	39.24 10 N	140.45 13 E
	西和賀町立さわうち病院	西和賀町	沢内字大野 13 地割 3 番地 12	39.22 18 N	140.45 41 E
	志賀来野外ステージ	西和賀町（生涯学習課）	沢内字鍵飯 19 地割 238 番地 1	39.23 48 N	140.46 11 E
	銀河ホール駐車場	西和賀町（生涯学習課）	上野々 39 地割 190 番地 2	39.18 50 N	140.46 43 E
	貝沢地区砂防公園駐車場	県南広域振興局土木部	沢内字貝沢 4 地割 69 番地 17	39.32 41 N	140.50 28 E
	高下集落センター駐車場	西和賀町（生涯学習課）	沢内字川舟 24 地割 23 番地 3	39.29 37 N	140.48 45 E
○	西和賀消防署	北上地区消防組合	沢内字大野 13 地割 3 番地 18	39.22 22 N	140.45 43 E

資料 1 4 土砂災害警戒区域

令和 2 年 2 月 14 日現在

旧湯田町

【急傾斜地の崩壊】

番号	箇所番号	箇所名	字	要配慮者 利用施設 等	告示番号	告示年月日
1	120A0117	上湯本 2	湯本 29 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
2	120B1001	湯之沢 1	湯之沢 34 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
3	120B1005	下湯本 5	湯之沢 31 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
4	120E1003	下湯本 7	湯田 20 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
5	131B1002	大沓 1	大沓 36 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
6	131B1003	大沓 2	大沓 36 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
7	131B1010	上野々 5	上野々 39 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
8	131B1020	奥の湯	湯川 52 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
9	131E1002	館 3	川尻 40 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
10	131E1004	上野々 6	川尻 40 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
					岩手県告示第 588 号	H27. 7. 17
11	131E1007	上野々 8	上野々 39 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
12	120A0115	下湯本 1	湯本 30 地割	有	岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
13	120A0116	上湯本 1	湯本 29 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
14	120A0773	下湯本 2	湯本 30 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
15	120A1003	下樺沢	清水ヶ野 18 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
16	120B1002	湯本	湯本 29 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
17	120B1003	下平湯	湯本 30 地割	有	岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
18	120B1004	下湯本 4	湯之沢 31 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
19	120D1001	下湯本 6	湯田 21 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
20	120D1002	上湯本 3	湯本 29 地割	有	岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
21	120D1003	上湯本 4	湯田 21 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
22	120D1004	上湯本 5	湯本 30 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
23	120E1004	上湯本 6	湯田 20 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
24	120E1005	下湯本 8	湯田 21 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
25	120E1006	下湯本 9	湯田 21 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
26	120E1007	下湯本 10	湯本 30 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
27	120E1008	下湯本 11	湯本 30 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
28	120E1010	下湯本 12	湯本 30 地割	有	岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
29	131A0111	館 1	川尻 40 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
30	131A0113	東湯川	湯川 52 地割	有	岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
31	131A1002	湯之沢 4	間木野 24 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
32	131A1003	館 2	川尻 40 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
33	131A1005	土畑	湯川 52 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
34	131B1001	湯之沢 5	湯之沢 35 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
35	131B1004	上台野	川尻 41 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
36	131B1006	上野々 1	上野々 39 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
37	131B1007	上野々 2	上野々 39 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
38	131B1009	上野々 4	上野々 39 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
39	131B1011	天子森	上野々 39 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	要配慮者 利用施設 等	告示番号	告示年月日
40	131B1012	耳取 2	耳取 49 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
41	131B1014	鷺の巣 2	鷺の巣 50 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
42	131B1015	出途の湯 1	湯川 52 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
43	131B1016	出途の湯 2	湯川 52 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
44	131B1017	中の湯 1	湯川 52 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
45	131B1018	中の湯 2	湯川 52 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
46	131B1019	中の湯 3	湯川 52 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
47	131D1001	湯之沢 6	湯之沢 35 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
48	131D1002	中山	川尻 40 地割	有	岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
49	131D1003	川尻 1	川尻 40 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
50	131E1003	館 4	上野々 39 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
51	131E1005	上野々 7	上野々 39 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
52	131E1006	館 5	上野々 39 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
53	130B1001	中村	越中畑中村		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
54	130B1002	野々宿	野々宿		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
55	130E1001	細内	白木野細内		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
56	130E1002	大台野 1	白木野大台野		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
57	130E1005	越中畑 2	越中畑		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
58	131E1001	間木野	湯田間木野		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
59	131E1010	本屋敷	草井沢本屋敷		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
60	131B1008	上野々 3	川尻字上野々		岩手県告示第 588 号	H27. 7. 17
61	131D1005	川尻 3	川尻		岩手県告示第 588 号	H27. 7. 17
62	131D1004	川尻 2	川尻		岩手県告示第 588 号	H27. 7. 17

【土石流】

番号	箇所番号	箇所名	字	要配慮者 利用施設 等	告示番号	告示年月日
1	A120001	下槻沢	槻沢 27 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
2	A120005	ゲニム水上沢	湯之沢 35 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
3	A131002	大沓沢	大沓 36 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
4	A131003	ウツジ上沢	川尻 40 地割	有	岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
5	A131007	田野沢	湯川 52 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
6	A131008	水上沢	湯川 53 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
7	A131101	上台野の沢	川尻 41 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
8	A131102	瀬屋の沢	川尻 40 地割	有	岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
9	A131104	水上沢	湯川 52 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
10	B120105	湯之沢 (4)	湯之沢 31 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
11	B120106	ダミ沢	湯之沢 31 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
12	B120107	下湯本の沢	湯之沢 31 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
13	B120108	滝ノ沢	槻沢 28 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
14	B120109	下槻沢 (2)	槻沢 28 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
15	B131102	オロセ沢	湯之沢 35 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
16	B131103	瀬屋の沢	川尻 40 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
17	B131104	川尻南の沢	川尻 40 地割	有	岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9

資料編

番号	箇所番号	箇所名	字	要配慮者 利用施設 等	告示番号	告示年月日
18	B131110	間久沢	湯川 52 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
19	J131104	天子森の沢	上野々 39 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
20	J131105	天子森南の沢	上野々 39 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
21	A120002	ヤクシ沢	湯本 29 地割	有	岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
22	A120003	コスケ沢	湯本 30 地割	有	岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
23	A120004	水上沢	湯之沢 35 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
24	A131004	袖水上沢	川尻 40 地割	有	岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
25	A131006	中の湯沢	湯川 52 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
26	A131001	間木の沢	湯田間木野		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
27	A131103	合平沢	川尻天子森		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
28	A131105	八千代北の沢	鷺之巣		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
29	B119102	上左草の沢	左草上左草		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
30	B119104	下前の沢	下前		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
31	B120104	間木の沢 2	湯田間木野		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
32	B120110	槻沢	槻沢		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
33	B130101	柳沢一の沢	柳沢		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
34	B130105	越中畑の沢	越中畑		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
35	B131101	半栗沢	川尻上台野		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
36	B131106	塚野の沢	小繋沢字塚野		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
37	B131107	小繋の沢 (2)	小繋沢		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
38	B131108	小繋の沢	小繋沢		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
39	B131111	鷺之巣沢 (2)	鷺之巣		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
40	B119101	下左草の沢	左草字下左草		岩手県告示第 588 号	H27. 7. 17
41	B119103	左草の沢	左草		岩手県告示第 588 号	H27. 7. 17
42	B120103	高校裏の沢	湯田	有	岩手県告示第 588 号	H27. 7. 17
43	B130102	柳沢二の沢	柳沢		岩手県告示第 588 号	H27. 7. 17
44	B130103	柳沢三の沢	柳沢		岩手県告示第 588 号	H27. 7. 17
45	B130104	柳沢四の沢	柳沢		岩手県告示第 588 号	H27. 7. 17
46	B130106	花山の沢	柳沢字花山		岩手県告示第 588 号	H27. 7. 17
47	B131105	落合の沢	小繋沢字落合		岩手県告示第 588 号	H27. 7. 17
48	B131112	八千代沢	鷺之巣		岩手県告示第 588 号	H27. 7. 17
49	B131113	甲子沢	鷺之巣字甲子		岩手県告示第 588 号	H27. 7. 17
50	A131005	竹荒沢	湯川 52 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
51	A131009	赤倉沢	湯川 53 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
52	B131109	小繋の沢 (3)	小繋沢 55 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
53	B131114	センノ沢	本屋敷 48 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
54	J119101	上左草の沢 (2)	左草 1 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
55	J120101	下寅沢 (2)	寅沢 15 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
56	J120102	寅沢	寅沢 15 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
57	J120103	湯田の沢	湯田 20 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
58	J130101	柳沢零の沢	柳沢 70 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
59	J130102	柳沢一の沢 (2)	柳沢 70 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
60	J130103	柳沢一の沢 (3)	柳沢 70 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
61	J131101	小繋の沢 (4)	小繋沢 55 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
62	J131102	小繋の沢 (5)	小繋沢 55 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
63	J131103	天子森北の沢	上野々 39 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2

番号	箇所番号	箇所名	字	要配慮者 利用施設 等	告示番号	告示年月日
64	J131106	鷺之巣沢	鷺之巣 50 地割		岩手県告示第 742 号	H30.10.2
65	J131107	草井沢の沢	草井沢 47 地割		岩手県告示第 742 号	H30.10.2

【地すべり】

番号	箇所番号	箇所名	字	要配慮者 利用施設 等	告示番号	告示年月日
1	14	下前	下前 10 地割、13 地割他		岩手県告示第 69 号	R2.2.14
2	15	下左草	下左草 77 地割		岩手県告示第 69 号	R2.2.14
3	16	湯本	湯本 29 地割、30 地割他		岩手県告示第 69 号	R2.2.14
4	17	細内	細内 68 地割、69 地割		岩手県告示第 69 号	R2.2.14
5	18	南中村	中村 59 地割、細 内 68 地割他		岩手県告示第 69 号	R2.2.14
6	19	大沓	大沓 36 地割、湯 之沢 35 地割他		岩手県告示第 69 号	R2.2.14
7	22	天子森	上野々 39 地割		岩手県告示第 69 号	R2.2.14
8	23	奥の湯	湯川 52 地割、53 地割		岩手県告示第 69 号	R2.2.14
9	119	耳取	耳取 49 地割、甲 子 51 地割		岩手県告示第 69 号	R2.2.14
10	120	鷺之巣	鷺之巣 50 地割、 甲子 51 地割		岩手県告示第 69 号	R2.2.14
11	174	深沢	間木野 24 地割、 大沓 36 地割他		岩手県告示第 69 号	R2.2.14

旧沢内村

【急傾斜地の崩壊】

番号	箇所番号	箇所名	字	要配慮者 利用施設 等	告示番号	告示年月日
1	108B1006	蛭山	沢内字猿橋 38 地割		岩手県告示第 526 号	H25.7.9
2	108E1001	和賀	沢内字泉沢 2 地割		岩手県告示第 526 号	H25.7.9
3	108E1004	上猿橋 2	沢内字猿橋 33 地割		岩手県告示第 526 号	H25.7.9
4	108E1005	猿橋 2	沢内字猿橋 33 地割		岩手県告示第 526 号	H25.7.9
5	108A0120	川舟	沢内字川舟 31 地割		岩手県告示第 783 号	H25.10.22
6	108E1003	上猿橋 1	沢内字猿橋 33 地割		岩手県告示第 783 号	H25.10.22
7	108A0119	太田	沢内太田		岩手県告示第 702 号	H26.10.10
8	096B1001	貝沢	沢内貝沢		岩手県告示第 702 号	H26.10.10
9	108B1001	新山	沢内川舟新山		岩手県告示第 702 号	H26.10.10

資料編

10	108B1002	高下	沢内川舟高下		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
11	108B1003	和佐内	沢内猿橋和佐内		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
12	108B1004	七内川 2	沢内猿橋七内川		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
13	108B1005	七内 1	沢内猿橋七内		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
14	108D1002	猿橋 1	沢内猿橋		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
15	108E1006	七内 2	沢内猿橋七内		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
16	120E1001	大野 1	沢内大野		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
17	120E1002	大野 2	沢内大野		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10

【土石流】

番号	箇所番号	箇所名	字	要配慮者 利用施設 等	告示番号	告示年月日
1	A107001	南太田の沢	沢内字太田 3 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
2	J108101-1	新山南の沢-1	沢内字川舟 23 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
3	J108101-2	新山南の沢-2	沢内字川舟 23 地割		岩手県告示第 526 号	H25. 7. 9
4	A107002	南太田の沢 2	沢内字太田 3 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
5	A108001	扇ノ沢	沢内字川舟 26 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
6	A108002	中村の沢	沢内字川舟 31 地割	有	岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
7	A108004	寺浦沢	沢内字太田 3 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
8	A108005	南太田の沢 4	沢内字太田 3 地割		岩手県告示第 783 号	H25. 10. 22
9	A108003	水上沢	沢内大田北太田		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
10	A120006	柳沢	沢内大野		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
11	B096201	八ツ又沢	沢内川舟八ツ又		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
12	B108101	小助沢	沢内太田	有	岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
13	B108102	小助南沢	沢内太田		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
14	B108103	七内の沢 (2)	沢内猿橋七内		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
15	B108104	七内の沢	沢内猿橋七内		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
16	B120101	大野の沢	沢内大野		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
17	B120102	大野の南沢	沢内大野		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
18	B120111	大野南沢	沢内大野		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
19	B120112	分沢の沢 (2)	沢内大野分沢		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
20	B120113	高間木の沢	沢内新町高間木		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
21	B120114	鍵沢の沢	沢内鍵飯鍵沢		岩手県告示第 702 号	H26. 10. 10
22	J096201	貝沢北の沢	沢内字貝沢 3 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
23	J096202	合戦ノ沢	沢内字川舟 20 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
24	J108102	七内の沢 (3)	沢内字弁天 24 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
25	J108103	ツボキザワ	沢内字川舟 43 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
26	J119102	木伏沢	沢内字前郷 5 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
27	J119103	木伏沢 (2)	沢内字前郷 5 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
28	J120104	大野南沢 (2)	沢内字大野 21 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
29	J120105	分沢の沢	沢内字大野 19 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
30	J120106	天狗沢	沢内字大野 18 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
31	J120107	内沢北の沢	沢内字大野 17 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
32	J120108	高間木の沢 (2)	沢内字大野 17 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
33	J120109	高間木の沢 (3)	沢内字大野 17 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2
34	J120110	高間木の沢 (4)	沢内字大野 19 地割		岩手県告示第 742 号	H30. 10. 2

【地すべり】

番号	箇所番号	箇所名	字	要配慮者 利用施設 等	告示番号	告示年月日
1	121	若畑	沢内字若畑 13 地 割、15 地割他		岩手県告示第 69 号	R2. 2. 14
2	122	高下	沢内字川舟 29 地 割、31 地割他		岩手県告示第 69 号	R2. 2. 14
3	123	分沢	沢内字大野 20 地 割、21 地割他		岩手県告示第 69 号	R2. 2. 14

資料 1 5 河川災害危険箇所

【準用河川】

河川名	延長 (km)
鬼ヶ瀬川	0.7
高下川	4.3
赤沢川	3.5
小栗沢川	2.8
椈沢川	3.0
下の沢川	1.2
和佐内川	1.65
田代川	0.3
野口川	2.1
合計	19.55

【普通河川】

河川名	延長 (km)
檜川	1.3
水無川	3.5
大八郎川	1.0
小八郎川	1.0
小杉沢川	7.5
沢入川	5.05
小鬼ヶ瀬川	6.7
合計	26.05

資料 1 6 防災重点ため池一覧

ため池名称	所在地	管理者	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m ³)
貝沢野	西和賀町沢内字貝沢 3-688	西和賀町	2.7	145.0	11,800
深沢	西和賀町沢内字太田 1-64	太田水利組合	6.5	83.0	8,400
湯田豊沢堤	西和賀町湯田 19-3	湯田農家組合	3.5	61.0	7,200
湯田西の堤	西和賀町湯田 20-1-2	湯田農家組合	9.4	74.0	9,400
米沢の堤	西和賀町間木野 24-2	間木野水利組合	3.3	55.0	10,200

資料 1 7 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧

令和 5 年 3 月 31 日現在

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	川尻保育園	029-5512	西和賀町川尻 40-40-199	82-2107
2	特別養護老人ホーム光寿苑	029-5505	西和賀町湯本 30-76-1	84-2526
3	グループホーム笹の木	029-5505	西和賀町湯本 30-74-8	84-2284
4	グループホーム微助人の家	029-5512	西和賀町川尻 40-103-8	72-7871
5	特別養護老人ホームぶなの園	029-5614	西和賀町沢内字太田 2-135	85-2322
6	高齢者生活福祉センター悠々館	029-5512	西和賀町川尻 40-73-82	84-2161
7	グループホーム湯川ハウス	029-5514	西和賀町湯川 52-134	81-1710
8	西和賀町立川舟保育所	029-5701	西和賀町沢内字川舟 35-14	85-2536
9	岩手県立西和賀高校	029-5512	西和賀町湯田 19-25-2	84-2809
10	西和賀町立湯田中学校	029-5503	西和賀町川尻 40-190-37	82-3105
11	赤坂医院	029-5505	西和賀町湯本 29-66-4	84-2121
12	佐々木内科小児科医院	029-5505	西和賀町湯本 30-80-8	84-2352
13	湯田歯科医院	029-5512	西和賀町川尻 40-40-64	82-3711

資料 1 8 浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧

令和 3 年 3 月 30 日現在

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	西和賀町立せんだん保育所	029-5615	西和賀町沢内猿橋 38-16-5	85-3180

資料 19 避難情報等と防災気象情報の関係

<避難情報等>

<防災気象情報>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 5 命の危険 直ちに安全確保！	既に災害が発生・切迫している状況です。 <u>命が危険ですので直ちに身の安全を確保しましょう。</u>	緊急安全確保 (市町村が発令) ※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
警戒レベル 4 危険な場所から 全員避難	災害が発生する危険が高まっています。 <u>速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。</u>	避難指示 (市町村が発令) ※避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
警戒レベル 3 危険な場所から 高齢者等は 避難	<u>避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は危険な場所から避難をしましょう。</u> その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 (市町村が発令)
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <u>避難行動を確認</u> しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル5相当情報

氾濫発生情報
大雨特別警報 等

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

警戒レベル4相当情報

氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3相当情報

氾濫警戒情報
洪水警報 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。